

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	アバター型区役所庁舎案内システム(InterPlay Elastic Framework)一式買入	通信用機器	株式会社ウイン	5,126,000	令和7年9月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	—

随意契約理由書

1 案件名称

アバター型区役所庁舎案内システム（InterPlay Elastic Framework）一式買入

2 契約の相手方

株式会社ウイン 代表取締役 村上 泰久

3 随意契約理由

本案件は、区役所来庁者に対する庁舎案内サービスの一層の充実を図るため、最新の AI 技術を活用したアバター機能付きタッチパネル型無人案内システムの導入を行うものである。

区役所には、日々、手続きや相談のために多くの住民が来庁している。

当区においては、庁舎案内として専門の案内員を配置し、案内誘導のほか、各窓口での簡易な記載指導・機器操作案内、各種行政情報や地域に関する情報の提供といった対応を行っているところであるが、外国人住民に加え、高齢者の人口も年々増加しており、来庁者ひとりひとりへの対応に時間を要することが多くなっている。そのため、来庁者の多い混雑時には、案内誘導待ちでお待ちいただくこともあり、スムーズな案内とならない場合もある。

区役所来庁者に対する庁舎案内サービスの一層の充実を図るためには、案内員の配置による有人対応に加え、最新の AI 技術を活用したアバター機能付きタッチパネル型無人案内システムを整備し、来庁者自らが目的地を簡易に検索・確認でき、スムーズかつ均一的な案内を可能とするサービスシステムの構築が必要である。

また、導入する機器及びシステムについては、来庁者が利用しやすい表示画面であることや、当区の実情を踏まえ多言語対応が可能であること、さらに、機器導入後、より効果的な機器配置や運用上の課題改善に取り組む必要があることから、利用状況を可視化し、ログの集計・分析機能が利用できることなどが求められる。

このため、導入するシステムについては、

- (1) タッチパネル機能付き自立型デジタルサイネージで集音マイク、カメラ、スピーカー内蔵のもの。また、静止画・Web サイト・動画・アバター・Web テロップが表示できること
- (2) 画面表示および AI 自動応答（チャットボット）について多言語対応〔8 言語：日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語（ビルマ語）〕が可能であること
- (3) 画面表示について、配置のカスタマイズ、アイコンの大きさや色の変更、新規アイコンの作成など、事業担当でコンテンツ管理ができること
- (4) 機器の利用状況（ログ）が確認できること
- (5) 機器一式について購入が可能であること

といった 5 項目の条件を設定し、すべての条件を満たす製品が『InterPlay Elastic Framework』（製造元：アルプスシステムインテグレーション株式会社）のみであったた

め、製品を指定して調達を行うこととした。

なお、調達にあたっては、製造元が指定する代理店から調達する必要があることから、唯一の製品取扱代理店である『株式会社ウイン』と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

生野区役所企画総務課（電話番号：06-6715-9990）